

社会教育委員に関する改正について

1 改正する主旨

社会教育法第15条で社会教育委員の構成の項目と教育委員会が委嘱すると定められています。

平成25年6月14日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により社会教育法の一部が改正されたので、これまで法律で定めていた社会教育委員の委嘱の基準を平成26年4月1日から条例で定める必要となったため。

2 改正内容

- (1) 教育委員会が社会教育委員を委嘱する基準について条例で定める。
- (2) 新たに市民から2名の社会教育委員を公募して委嘱する。
- (3) 条例名を変更する。

ア 変更前 長久手市社会教育委員定数に関する条例

イ 変更後 長久手市社会教育委員に関する条例

3 社会教育委員会の機能強化

年間3回程度開催していた社会教育委員会を平成26年度から年間6回開催する。

長久手市青少年問題協議会を廃止して、青少年健全育成と家庭教育の分野についても社会教育委員会で議論していくこととする。

○長久手市社会教育委員定数に関する条例

昭和39年4月1日

条例第9号

改正 昭和51年3月24日条例第8号

昭和58年3月29日条例第9号

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第1項の規定に基づき、本市に長久手市社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

第2条 委員の定数は、11名以内とする。

第3条 委員の任期は、2か年とする。

第4条 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5条 本市教育委員会は、特別の事情がある場合には、委員の任期中でも解嘱することができる。

第6条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年条例第8号）

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年条例第9号）

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

長久手市社会教育委員に関する条例

平成26年4月1日

条例第 号

(設置)

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第1項の規定に基づき、本市に長久手市社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

(委嘱の基準)

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験者のある者並びに公募による市民の中から、長久手市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

(定数)

第3条 委員の定数は、11人以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2か年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(解嘱)

第5条 教育委員会は、特別の事情がある場合には、委員の任期中でも解嘱することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 新旧対照条文（文部科学省関係部分抜粋）

○ 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）（抄）（第十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（社会教育委員の設置） 第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。 2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。 （社会教育委員の委嘱の基準等） 第十八条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に<u>関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。</u>この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。	（社会教育委員の構成） 第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。 2 社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。 （社会教育委員の定数等） 第十八条 社会教育委員の定数、任期その他必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。